

予算決算委員会厚生分科会記録

[第2日目]

1 日 時 令和4年6月23日（木曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時04分
再 開	午前10時23分
休 憩	午前11時09分
再 開	午後 1時08分
休 憩	午後 1時27分
再 開	午後 1時33分
閉 会	午後 1時43分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 8人

分科会長	久 保 大 憲
分科会副会長	東 篤
委 員	柏 佳 枝
//	織 田 伸 一
//	吉 田 修
//	押 田 大 祐
//	高 道 秋 彦
//	成 田 光 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	山本 貴俊
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所次長	野村 学
保健所地域健康課長	原 雅博
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長	越野 伸二
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	川越 直樹
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	平井 聖子
男女参画・市民協働課長	卜蔵 雄治
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長

酒井 優

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主査

土方 智樹

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、予算決算委員会厚生分科会を開きます。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

分科会長 各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際ははっきりと大きな声をお願いいたします。

これより、病院事業局所管分に入ります。

報告案件として提出されている

報告第13号 令和3年度富山市病院事業会計予算繰越計算書、

報告第15号 債権放棄報告の件中、病院事業局所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

契約出納課長 〔報告第13号について、
議案書により説明〕

医事課長 〔報告第15号について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了
いたします。

午前10時04分 休憩

~~~~~

午前10時23分 再開

分科会長           これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第74号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長     〔挨拶〕

福祉政策課長     〔議案第74号中  
新型コロナウイルス感染症対策基金費について、  
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費について、  
救急医療対策費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

生活支援課長     〔議案第74号中  
福祉奨学基金費について、  
生活困窮者自立支援事業費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

障害福祉課長     〔議案第74号中  
心身障害者福祉推進事業費について、

議案説明資料により説明]

保健所地域健康課長 〔議案第74号中  
感染症事業費（新型コロナウイルスワクチン  
接種事業）について、  
議案説明資料により説明]

保健所保健予防課長 〔議案第74号中  
感染症事業費（新型コロナウイルス感染症対  
策等事業）について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより質疑に入りますが、ただいま説明し  
ていただいた順に確認をしていこうと思いま  
す。  
まず初めに、議案概要書14ページの新型コ  
ロナウイルス感染症対策基金費について、質  
疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料2ページについて質  
疑のある方はいらっしゃいますか。

成田委員 先ほど扶助費の予算内訳について、非課税世  
帯9,500世帯と家計が急変した500世

帯を見込んで1万世帯という説明がありました。令和3年度の非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受けた世帯は対象外になるということなのですけれども、実績というか、その数値を教えてください。

福祉政策課長 令和3年度の住民税非課税世帯に関しましては、案内を3万9,431世帯にお送りしています。これは、あくまで可能性のある世帯ということで、必ずしもその扶養の状況を市として正確に把握できていないものですから、扶養を受けていらっしゃる世帯は、結果的には対象外になります。それは自己申告で確認しています。

そのような世帯も含めた可能性のある3万9,431世帯に送ったところ、5月末現在で3万5,800世帯の申請があり、受理しました。概ね90%を少し超える程度の申請率になっています。

成田委員 今、非課税世帯の予算で9,500世帯分を見えていますけれども、その根拠となる数字について、今の実績の数値から説明をお願いします。

福祉政策課長 これはそもそも令和3年12月補正予算で数

字を計算したときに、情報統計課の力を借りながら仮に出しています。最終的にはシステム改修をして正確なものを出さなければいけないのですが、今回も同様に、仮に想定したシステム上の数値を上げさせていただいたところでもあります。恐らくそこまで遠い数値ではないだろうと想定しているのですが、若干多めに見て1万世帯ということになっています。

成田委員

その統計に基づいた数字と、基準日の本年6月1日以降に家計が急変した世帯の見込みが500ということだと思います。

今、原油高騰、物価高でなかなか家計が大変苦しめられる方が本当に増えてくると思います。

500世帯を超えてほしくはないのですが、超えた場合にまた相当の対応が必要になるかと思いますが、それについてどのような考えでしょうか。

福祉政策課長

今ほど委員がおっしゃったとおり、まずは非課税世帯です。というのは、昨年中の収入をもって今年度が非課税かどうか、前年の収入状況を受けたものが9,500世帯と想定しております。また、本年1月以降に家計が急

変した500世帯と仮に見込んでいるのですけれども、これまでの実績から申し上げますと、100世帯余りなのです。ですので、余裕は見ているところなのですけれども、それより多いということになれば、当然また対応を考えていかなければいけないと考えています。

吉田委員 令和4年6月1日が基準日と。実際に案内をするのは8月中旬ということですが、そこまでかかるのですか。

福祉政策課長 前回はそうだったのですが、どうしてもシステム改修に時間がかかりますし、それを受けての物品の印刷や封入、封緘は段取りを組んでいかないと時間がかかるところがあるものですから、概ね1か月半は見させていただきたいと思っています。

吉田委員 実際に申請して、本人の手元に届くのは9月に入りますよね。

福祉政策課長 早ければ8月末ぐらいにはできると思っているのですが、概ね9月上旬からと理解しています。

吉田委員 私も対象になる人を2人ほど知っているのですが、7月か8月の初旬にはもらえるだろうと言っているのですけれども、そうはならないのですね。

しかも、これは仕方ないのだけれども、令和3年の所得で非課税の方が対象です。先ほど成田委員も言われたように、今年になってからまた失業者などたくさん出ていますから、そういう点では大変だけれども、ぜひできるだけ迅速に進めていただけたらと思います。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは議案説明資料3ページ、富山市・医師会急患センターの管理業務について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案概要書14ページの福祉奨学基金費について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長            ないようですので、議案説明資料4ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

押田委員            補正額内訳を見ていますと、扶助費と事務費を合わせて4,232万4,000円になるのは分かるのですが、当初予算は合わせて4,470万円強で、そのうち事務費が222万9,000円になっています。しかし、今回の補正額は事務費が498万7,000円と、当初予算額から270万円、つまり2倍以上の増額を見込んでおられますが、これはいったいどのようなことなのかお伺いします。

生活支援課長        まず、当初予算の積算根拠につきましては、4月から6月までの3か月分として事務費と扶助費を見込んでおりました。この支援金は、今、最新で8月まで延長になって、11月まで支給の扶助費や事務費がかかることになりましたので、その分を積算して、当初予算の2倍以上になっているという話です。事業費のほとんどは委託料—これに係る事務を委託しているわけなのですけれども—委託に係る費用の見込みが高くなってき

ていてこのような形になっています。

扶助費につきましては、11月まで大体どれくらいかかるのかということを見込んでいます。支援金に係る扶助費の令和3年度の決算は大体八千七、八百万円だったのです。一応それに近づけたような形で積算しています。

事務費につきましては、固定費としてある程度かかることと、委託料もちょっと高めになってきているということで、そこら辺を加味して、こういった数字になっています。

押田委員

延長、延長ということで、ああ、なるほどと腑に落ちたところはあるのですが、委託料の精査というか、できるだけコストを下げるようにどのような努力をされたのでしょうか。

生活支援課長

そちらにつきましては、今現在委託している会社に見積りを依頼しているわけですが、そもそも今の値段では大分きついということをおっしゃっています。その分を見越した上で見積もりをいただきまして、積算したところでございます。

押田委員

なぜこのようなことを言ったのか、これは福祉保健部全体というか当局全体でお考えいた

だきたい部分なのですが、扶助費に対して10%以上の経費がかかっています。議案説明資料の2ページを見ていますと、10億円に対して6,700万円で、これは7%を切っているのです。ものによってかかる経費が違う、委託の手数料が違うということは分かるのですが、今、吉田委員も言われましたけれども、やはりできるだけ安くかつ早くする方法を探すのが、もしかしたら当局の仕事ではないのかと私たち議会は考えています。この時間がない中で、急がなければいけない、より早くより正確にということが大事なのは分かるのですけれども、その中でも血税を扱っておられることを理解してほしいと強くお願いしたいと思います。部長、よろしく申し上げます。

分科会長           ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           それでは、議案説明資料5ページ、障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

押田委員

あまり聞き慣れないかかり増し経費という言葉がありまして、先ほど日常的には使わなかった経費というふうに言われました。議案説明資料に書いてあるのですけれども、もう少しかみ砕いて教えていただけませんか。

障害福祉課長

このかかり増し経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が発生したことで、通常の障害福祉サービスの提供では発生しないような、追加で発生する費用というもので、補助の対象ということで国のほうからも資料として出ているわけです。具体的に申しますと、（３）事業内容アの（ア）の障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援につきましては、事業所等の消毒、清掃費用や、感染症廃棄物の処理費用、マスクや手袋、消毒液などの衛生用品の購入費用、職員が出勤できないために緊急雇用などをした場合の費用や割増し賃金、あるいは帰宅困難な職員の宿泊費などが対象となっています。

（イ）の障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援につきましては、協力した事業所が追加で必要な人員確保のために緊急雇用などを行った場合の費用や割増し賃金、または、その職員が宿泊などをした場合の旅費や宿泊

費などが補助の対象となっています。

押田委員

今の説明はすごく分かりやすい説明でした。

どうもありがとうございました。

そうなってきますと、消毒、清掃ということがコロナ禍で出てきますが、一般的にこのようなサービス施設というのは、消毒や清掃などを行っているわけです。障害福祉サービス施設は慢性的に人員不足で、人はいつでも募集したいということがあるのですけれども、いわゆるコロナ禍でサービスを継続するための支援と、日常の清掃を市のほうでどう判断して支援されているのか、そのあたりを教えてください。

障害福祉課長

これについては、あくまで通常の提供体制や、通常の清掃、消毒体制というレベルのものは補助の対象ではありません。新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の発生に対応して、新たに特別に生じたものということになりますので、発生前と発生後の状況をこちらのほうで事業所から書類や聞き取りなどで確認させていただいた上で判断することになるかと思えます。

押田委員

こう言うっては身も蓋もないのですけれども、

500万円くらいの予算の話で厳しく言うのも何なのですが、今、コロナ補助金に関する不正受給に対して、市民の目がすごく厳しいではないですか、福祉保健部ではないですけども。学生にまで被害が及んだという話があるので、こういった不正的なものに疑われるというか、タッチするところはすごくナーバスになっていると思うのです。ですから、なるべく気をつけながら、かといって、困った人には手を差し伸べたいということがありますので、そこら辺をしっかりとうまくやっていただきたいと思っています。

あと、補正額506万円余りとありますけれども、大体何件くらいを想定しておられるのですか。

障害福祉課長 この助成額につきましては、基本的にはかかった金額が全額助成対象なのですが、事業所の種類ごとに上限額があります。ただ、実際にはどの種類の事業所から何件出てくるのかということは予想するしかないわけなのですが、予算上は、一番基準額の高い入所施設を5件分として506万5,000円を計上しました。

押田委員 5件分とおっしゃいましたが、いわゆる高齢

者や障害者が入っておられるこういった施設は、クラスターが非常に発生しやすい場所だとも認識しています。こういった国からの補助というものを市がしっかりと受け継いで、ぜひサービス受益者のほうに伝えていただけるようお願い申し上げます。

分科会長           ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           続いて、議案説明資料6ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、質疑はありませんか。

柏委員           （3）事業内容のウ⑤に、接種会場及びタクシー等借り上げ料とありますが、このタクシー等借り上げ料とはどのような取組か、概要をお聞かせください。

保健所地域健康課長   御指摘のタクシーの借り上げ料でございますが、こちらについては、初回、2回目接種のときに、集団接種会場を急激に拡大した経緯がございました。その際に、医師の確保というのはなかなか難しい面がございまして、どうしても市の一例例えば市民病院などといった

ところの医師に依頼する必要が出てまいりました。日中、職務時間に集団接種会場に来てもらうという部分において、本来であれば公用車で来ていただくところなのですが、車がなかなか手配できない場合がございます、その場合にはタクシーでの移動もやむを得ないということで想定してございます。

去年は会場を拡大したときにそういう形で医師を手配したわけなのですが、4回目の接種につきましてもそういった集団接種会場への医師の派遣が起こり得るということで、予算の中に組み込まさせていただきました。今現在、既に進めているわけなのですが、現在のところ、医師会などほかの医療機関からの協力を仰いでおりまして、市民病院等からの医師の派遣の必要性は今のところはないので、今後、予算を使用する見込みはございません。

柏委員

今までの利用者はそこまでたくさんはいらっしやらないということですか。

保健所地域健康課長

昨年度、集団接種会場を急激に拡大したときには、回数としてはタクシーを利用した実績が78回ございます。その分、市の医師が従事したという実績になっています。

柏委員 接種会場とタクシーの借り上げ料が合算されていますが、内訳として、タクシーの借り上げ料は大体何人ぐらい見込んでいるのか、積算根拠をお聞かせください。

保健所地域健康課長 これは、あくまで昨年12月に補正予算を要求したときのものを参考にしただけなのですが、けれども、月額2万3,000円余りをタクシーの借り上げ料として見込んだものでございます。

回数については詳細なところは含まれていませんが、ならした形で月額2万3,000円程度かかるであろうという推測値での予算となっています。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料7ページ、新型コロナウイルス感染症対策等事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、これら以外に、議案第74号に関

して質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第74号中福祉保健部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      意見の表明なしと認めます。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費繰越計算書第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、  
報告第15号 債権放棄報告の件中、福祉保健部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長      〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
なお、説明順に確認をしていきます。  
報告第10号、第3款民生費、第1項社会福祉費に関して、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、報告第10号、第4款衛生費、第1項保健衛生費に関して、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案書91ページ、報告第15号に関して、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 09 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 08 分 再開

分科会長 ただいまから、厚生分科会を再開いたします。
これより、こども家庭部所管分の議案の審査
を行います。

議案第 74 号 令和 4 年度富山市一般会計補
正予算（第 1 号）、第 1 条歳入歳出予算の補
正、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所管
分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔議案第 74 号中
こども家庭部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

こども保育課長 〔議案第 74 号中
給食費負担軽減事業について、
堀川保育所防音壁設置事業について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、順に質疑に入ります。

まず初めに、議案説明資料２ページ、給食費負担軽減事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、次に、議案説明資料３ページ、堀川保育所防音壁設置事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

織田委員 これはそもそも防音の規制の対象区域なのだと思うのですけれども、このエアコンの室外機を設置したときに、届出はされていたのですか。

こども保育課長 届出のことまでは分からないのですけれども、騒音が出るという話になった後、環境保全課と営繕課の職員が現地に行っておりまして、騒音規制法や富山県の公害防止条例には抵触しないことを確認しているところであります。

織田委員 要するに、届出の仕様にはなっていないと一確認して、必要ではなかったということだったのでですね。

こども保育課長 抵触はしていないと聞いています。

織田委員

抵触はしていないということだったと思うのですけれども、先ほどお聞きした騒音が掃除機の音とは相当なボリュームだと思うのです。これは、気づいていたのか気づいていなかったのか—やっぱり御近所さんに対する御迷惑というものは普通、常識の範囲の中で感じるものだと思うのですけれども、御近所さんは何度か苦情を言っておられたという経緯があったのでしょうか。それとも、ずっと我慢してこられて今回言われたという感じだったのでしょうか。

こども保育課長

令和3年に騒音の苦情を受けたということを知っておりまして、こちらの建物が新しく建った後、しばらく我慢をしておられたと聞いています。

我慢に我慢を重ねておられたのですけれども、とうとう我慢し切れなくなって、環境保全課や営繕課のほうに音がうるさいといった状況をお話しされたと聞いています。

こども保育課にも連絡が入ってしまして、電話のやり取りですとか、現地にも伺わせていただきまして、やはり音も大きいということが分かりましたので、何とか対応できないのかということで今回、補正予算を要求させていただいたところです。

織田委員

この工事をされて、その境界線のところ一目標の50デシベルにきちんと下がっていることをしっかりとまた確認していただきたいと思います。

押田委員

公害防止条例に抵触しないという前提での設置とお伺いしました。そうすると、なぜ近所から苦情が出るのかということをおなりに考えてみると、機器が必要以上に音を出しているのか、また、設置する場所が近隣の家と非常に近いなど、何らかの原因がないと掃除機の音ほどまで出るということはないと思うのです。今、御説明された中には原因というものが1つも含まれてないのです。そのあたり、どうなのかお聞かせください。

こども保育課長

設置につきましては、2階といたしますか、1階の屋上部分に設置されておまして、かなり大きい業務用の室外機が8機設置されているのですが、近隣のお住まいとの距離は近い状況にあります。あと、お住まいのほうも窓側に近い所でお暮らしになっている方もおられまして、結果といたしまして、かなり負担に思われる状況になっているのかなとは思っています。屋上のところに設置するという点におきましては、市に瑕疵があったと

いうことは特になかったと考えています。

押田委員

機器にも場所にも原因がないということになって、しかし、うるさいということであれば、もう法律に何か異常があるとしか言いようがなくなってくるのです。法律なのか条例なのかちょっと分かりませんが、何らかの原因がないとそうはならないので—これは今さらこの委員会の中で議論しても全く進まない話なので、そこら辺はまた担当部局と話し合って、今後、未然に防ぐ方策を取っていただくようお願いしたいと思います。

あと、少し視点を変えて、800万円もの大きな防音壁を建てるということになると、重さなどは大丈夫なのですか。1階の上につけられるのでしょうか。それに耐えられる設計をしているのかどうか、分かりますか。

こども保育課長

防音壁の重さについては今、データは持っていないのですが、設置の専門業者から見積りも取っていますし、どこに置いたら適切に効果を発揮できるのかということを経営課の職員が現場で確認していますので、設置することによって構造的に問題が出てくることは特にないものと思っています。

押田委員 とは言いながらも、やはり、この春先にすごい強風が吹きましたね。堀川地区のまちの中でそこまでの強風が吹くのかどうか、周りの環境全部は私には分かりませんが、この前も大変大きな被害が出ましたので、そこら辺はやはり営繕課としっかり話し合って、最善を尽くしていかないといけないと感じます。そこはしっかりと進めていただきたいと思います。

こども家庭部長 今、押田委員がおっしゃったように、営繕課とも十分に協議しまして、こちらでも確認をしながら、きちんと対策したいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

吉田委員 現場を見ていないので何とも言えないのですが、堀川保育所は1階建て一平屋なのですか。

こども保育課長 1階の部分と2階の部分がありまして、1階の部分の上に屋上がありますので、そちらに室外機を設置しています。

吉田委員 屋上に室外機をつけるというのはあんまり。どうしても民家と離れたところに、外につけるとというのが一地べたにといえますか、それ

が常識的ではないかと思っ一室外機の騒音防止に防音壁を造るといのは何かちょっと違和感があります。大きな工場のエアコンではあるまいし、保育所のエアコンですから、規模的には家庭用にちょっと毛が生えたくらいだと思うので、防音壁を造らなければならないといのはちょっと信じ難いのですけれども。防音壁を造るぐらいならば、この室外機の設置場所について、考えられなかったのかと素人なりに思うのですけれども、どうですか。

こども家庭部次長 先ほど、こども保育課長が60デシベルは掃除機の音の値、50デシベルは事務所レベルなどと申し上げましたが、そこはもう我々が営繕課や環境部の担当者と現地へ行って、法律の限度をオーバーしていないのか、判例なども調べながらどうすればいいのだろうかと。実際に、近所には昼もずっと家におられる方もいらっしゃって、いろいろな御負担になったのかと思います。

実は、保育所を取り巻くいろいろな苦情の中には、園児の声だとか一夜勤の方ですよね。あと、保護者の駐車マナーや、夜間照明が明る過ぎる、暗過ぎるなど、両方あります。そういったこともあるのですが、保育所を担

当することも家庭部でできる対応とすれば、現地に足を運んで、迷惑になっていることについてはできるだけの対応をしながら一ただ、子どもは将来を担う大切な存在なものですから、本当に地域住民の理解と協力が得られるよう、できる対応はしながら、また、健やかに育つように理解を得ながら、保育環境を整えていくように努力している次第でございます。

今回も、後づけではありますが、何回も足を運びながら、少しでも何かしないといけないのではないかということで一もともとの設計に瑕疵があったわけではなく、屋外で置く場所なども限られています。いろいろと何回も設計を練って決められた中でも、このような御迷惑をおかけしたということで、今回は800万円と大きい額なのですが、補正をお願いしたわけでございますので、御理解いただければと思います。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第74号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第8号 令和3年度富山市継続費繰越計算書、第3款民生費、

報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども保育課長

〔報告第8号中
保育所建設事業費について、
議案書により説明〕

こども支援課長

〔報告第8号中
児童館施設整備事業費について、
議案書により説明〕

こども保育課長 〔報告第10号中
私立保育所等補助事業費について、
議案書により説明〕

こども福祉課長 〔報告第10号中
子育て世帯等臨時特別支援事業費について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、順に質疑に入ります。
まず、報告第8号について、質疑のある方は
いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 続いて、報告第10号について質疑のある方
はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終
了いたします。

午後 1時27分 休憩

~~~~~

午後 1時33分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第74号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第74号中  
コミュニティ助成事業補助金について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第74号中  
豊田新屋立体工事に伴う案内看板の撤去について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政サービスセンター所長 〔議案第74号中  
大沢野行政サービスセンター庁舎車庫修繕について、

議案説明資料により説明]

分科会長

これより、順に質疑に入ります。

まず、議案説明資料2ページ、コミュニティ助成事業補助金について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

いらっしゃらないようですので、議案説明資料3ページ、豊田新屋立体工事に伴う案内看板の撤去について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長

続いて、議案説明資料4ページ、大沢野行政サービスセンター庁舎車庫修繕について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第74号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第8号 令和3年度富山市継続費繰越計算書、第2款総務費、

報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費繰越計算書、第2款総務費中、市民生活部所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活相談課長

〔報告第8号について、議案書により説明〕

市民生活部次長

〔報告第10号中行政サービスセンター費について、中核型地区センター費について、議案書により説明〕

スポーツ健康課長

〔報告第10号中体育施設整備事業費について、

議案書により説明]

市民課長      〔報告第10号中  
戸籍事務費について、  
議案書により説明〕

分科会長      これより、順に質疑に入ります。  
まず初めに、報告第8号について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      続いて、報告第10号について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和4年6月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 久保大憲

署名委員 吉田修

署名委員 押田大祐